

医政歯発0331第1号
令和4年3月31日

各〔都道府県〕
保健所を設置する市
特別区〕医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（公印省略）

歯科技工におけるリモートワークの実施について

近年、歯科技工技術の高度化やデジタル化など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化しており、歯科技工士が働きやすい環境づくりや歯科技工の業務のあり方等の検討の必要性が指摘されている。

このため、厚生労働省では、令和3年9月から「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を開催し、歯科技工においてリモートワークを行う場合の考え方やルールについて検討を行い、令和4年2月10日に中間報告をとりまとめたところである。

これに伴い、今般、歯科技工においてリモートワークを行う者及び想定される業務等について下記のとおりまとめたので、貴職におかれては、ご了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いする。なお、構造設備基準等の詳細も含め、歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方については、追ってお知らせする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

（1） 歯科技工においてリモートワークを行う者及び想定される業務について

歯科技工においてリモートワークを行う者は、リモートワークのみを行う場合も含め、歯科技工所において業務に従事し、歯科技工士の資格を有する者である。リモートワークを行う歯科技工士は、歯科技工所の管理者から離れた場所で業務を行うことから、管理者は、リモートワークを行う歯科技工士の本人確認を含め、業務の開始・終了の時間や業務内容等の実施状況を適切に管理する必要がある。

また、歯科技工におけるリモートワークの対象となる業務としては、切削加工や研磨等を除くコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等が想定され、切削加工等を伴うものをリモートワークで行うことはできない。

(2) 歯科技工所の開設者による都道府県知事（保健所を設置する市の場合は保健所設置市長、特別区の場合は特別区長）への届出

歯科技工所の開設者は、当該歯科技工所でリモートワークを行う者がいる場合、業務に従事する者の氏名と併せてリモートワークを行う旨を届け出ることに加えて、以下の2点を当該歯科技工所が所在する都道府県知事（保健所設置市の場合は保健所設置市長、特別区の場合は特別区長）に届け出ること。

- ① リモートワークを行う者に連絡可能な電話番号
- ② 歯科技工所以外場所であって、主にリモートワークを行う場所。自宅以外の場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所

(3) 歯科技工におけるリモートワークを行う場合に必要な構造設備について

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第71号）による改正後の歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第13条の2の規定により、歯科技工においてリモートワークを行う場合、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講ずる必要があることとされている。

歯科技工におけるリモートワークの対象となる業務は、切削加工や研磨等を行わないコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等を行う過程とすることから、リモートワークを行う場所においては、防音装置や石膏トラップ等の構造設備は不要であるが、切削加工や研磨等を行う場合には、歯科技工所として必要な構造設備を満たすとともに、別途開設の届出等を行う必要がある。